

いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029を策定しました

すべての子どもたちが健やかに成長できる取組を推進するため、本プランを策定しました。
▶意見の件数＝3件(3人) ▶意見の概要と区の方針(抜粋)＝表1 参照
▶全文の閲覧場所＝子ども政策課(区役所3階②窓口)・区政資料室(区役所1階⑦窓口)・各地域センター・区立各図書館・区ホームページ※いずれも3月下旬以降から閲覧可 ▶問＝子ども政策課計画調整係 ☎3579-2471

表1 意見の概要と区の方針(抜粋)

意見の概要	区の方針
区でも既に導入しているデジタル(情報・AI)技術を、さらに積極的に導入することを希望します。また、新たな重要政策の移行期でのSDGs未来都市の福祉・人づくりを担うため、本計画の積極的推進を希望します。	デジタル(情報・AI)技術は、本計画の上位計画の子ども未来応援宣言で事業を実施し、積極的に導入していきます。また、子育て支援・社会的養育を推進する人材の確保・育成・定着に向けた取組により、だれ一人取り残すことのない、切れ目のない子育て支援を推進していきます。

※意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

都市づくりビジョン(骨子案)に対する意見の概要と区の方針をお知らせします

持続可能な都市づくりを進めるため、中間のまとめとして本ビジョン(素案)を策定しました。
▶意見の件数＝72件(15人) ▶意見の概要と区の方針(抜粋)＝表2 参照 ▶全文の閲覧場所＝都市計画課(区役所5階⑩窓口)・区政資料室(区役所1階⑦窓口)・各地域センター・区立各図書館・区ホームページ ▶問＝都市計画課都市計画係 ☎3579-2552



表2 意見の概要と区の方針(抜粋)

意見の概要	区の方針
向原・大谷口周辺は商業集積地がないため生活利便性が低く、木造密集地域の住宅更新も進んでいない。東武東上線・都営三田線沿いとは異なる生活圏として、小竹向原駅周辺の土地利用転換など、魅力形成に取り組むエリアとして検討してほしい。	小竹向原駅は3路線4方向へつながる交通利便性の高いターミナル駅で、本計画でも「生活の拠点」として位置付けていますが、一方で生活利便施設要望も多くいただいています。ご意見を踏まえ、地域別の都市づくり方針の検討を進めてまいります。

※意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

休みます

蓮根図書館

▶とき＝3月16日(日)※設備工事のため ▶問＝蓮根図書館 ☎3965-7351<第3月曜・月末日休館>
コンビニエンスストアでの各種証明書交付サービス

▶とき＝3月21日(金)※設備点検のため※休止する証明書の種類など詳しくは、区ホームページをご覧ください。 ▶問＝戸籍住民課証明係 ☎3579-2210

男女平等推進センター

▶とき＝3月24日(月)※施設点検のため ▶問＝男女平等推進センター ☎3579-2790

きたのホール

▶とき＝3月25日(火)※定期清掃のため ▶問＝地域振興課庶務係 ☎3579-2161

オンラインによる手続きをご活用ください



いたばし防災+(プラス)カタログの申込期限を3月31日(月)まで延長します

各家庭の災害時の備えを支援するため、5000円相当の防災用品を受け取ることができる「いたばし防災+(プラス)カタログ」を、昨年11月にお送りしました。申込がお済みでない方は、期限までにお申し込みください。※期限までにお申込をいただけなかった方には、携帯トイレをお送りします。

申込方法

▶申込＝3月31日(必着)まで、同封の返信はがき・専用ホームページ※聴覚障がいがある方は ☎6262-7650で申込可



▲詳しくはこちらから



問 合

板橋防災カタログコールセンター
☎0800-111-5858(平日、9時～17時)

引っ越し予定の方は準備をお早めに

住所が変わる場合などは届出が必要です

▶届出種類・期間など＝表3 参照 ▶届出先＝戸籍住民課(区役所1階戸籍住民課受付)・各区民事務所 ▶問＝戸籍住民課住民異動係 ☎3579-2205

表3 住民異動の届出

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの(該当する場合)
転居届(区内で引っ越したとき)	引っ越した日から14日以内	全員分のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード、国民健康保険・後期高齢者医療制度の各被保険者証(資格確認書)、介護保険被保険者証、乳幼児・子ども医療証、在学証明書・教科書給与証明書など
転出届(区外に引っ越すとき)	引っ越しの14日前から	国民健康保険・後期高齢者医療制度の各被保険者証(資格確認書)、介護保険被保険者証、乳幼児・子ども医療証など
転入届(区外から引っ越したとき) ※国外からの転入は別の手続きが必要	引っ越した日から14日以内	全員分のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード、前住所地で発行された転出証明書、介護保険受給資格証明書、在学証明書・教科書給与証明書など
世帯変更届(世帯主が変わったとき、世帯を分離・合併したとき)	変更日から14日以内	国民健康保険被保険者証(資格確認証)、乳幼児・子ども医療証など

※届出人は、本人・世帯主・世帯員。代理人が届出をする場合は、委任状が必要。※上記のほか、届出人または代理人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)が必要。

来庁不要の手続きをご活用ください

郵送・オンラインでできる手続きがあります。詳しくは、区ホームページをご覧ください。



「板橋区リアルタイム窓口情報」をご活用ください

区ホームページで、各窓口の混雑予想・状況などを確認できます。来庁日時の検討などにお役立てください。

